NGO in special consultative status with the Economic and Social Council of the United Nations

2012年10月26日 (金) 第115号

国連経社理特別協議資格NGO 国際人権活動日本委員会 〒170-0005東京都豊島区南大塚 2-33-10 東京労働会館 1 F tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmrights@yahoo.co.jp

UPR第2回日本審査は10月31日(水)

日本委員会からは松田順一さん(事務局次長)が参加

すでにお知らせのように、UPR(普遍的定期的)第2回日本審査が10月31日(水)ジュネーブで行われます。日本委員会は、この審査に向けて東京・教育の自由裁判をすすめる会とジョイントで、日本の人権状況をレポートしました。8月9日には、ヒューマンライツ・ナウの呼びかけで、レポート提出NG0が集まり、提出したレポートの内容、8月30日(木)にジュネーブで行われる、UPR info主催の事前ブリーフィングへの参加などについて意見交換を行いました。

8月30日に行われた事前ブリーフィングには日本委員会は不参加でしたが、日本からは日弁連、ヒューマンライツ・ナウ、セーブザチルドレンなど7団体が参加。政府参加国はノルウェイ、ハンガリー、スペイン、オランダ、チェコ、イタリア、ドイツ、メキシコ、エストニア、インドネシア、ジンバブエ、スロヴェニア、オーストリア、日本の14ヵ国とのことです。



UPR第2回日本審査が行われる国連欧州本部(ジュネーブ)

員会のホームページに掲載して います。

UPR第2回日本審査へのN GOレポートの要約一人権 理事会 UPR作業部会 (ジュ ネーブ、2012年10月22日 ~11月5日)

人権理事会決議16/21の付属文書

5 項に基づく人権高等弁務官 事務所による要約 日本

この報告はUPR(普遍的定期的審査)へNGOなど30団体が提出した文書の要約であり、17/119の決定に基づく人権理事会で採択された一般指針に従う。この報告には国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)による如何なる意見、見解あるいは提案や、特定の主張に関する如何なる判断あるいは決定も含まれていない。ことに含まれる情報は系統的に後注として照会し、可能な範囲内で、

当面の日程

■第7回幹事会

- 11月27日(火) 18時30分~
- · 東京労働会館6階応接室室

■第16回総会

- •12月2日(日)11時~
- 東京労働会館地下会議室

NGO in special consultative status with the Economic and Social Council of the United Nations

原文を改めずにしてある。人権 理事会決議16/21の中で規定され ているように、パリ原則を完全 に遵守しているとみなされて人 る審査対象である締約国の人権 機関からの報告に対してはる。 受領したすべての文書の全文は 国連人権高等弁務官事務所のよし は、 国連人権高等弁務官事務所のより は一 公十一ジ上で入手できる。この 報告するの周期性とこの期 間中での発展を考慮して準備されている。

Ⅰ・背景と枠組み

A、国際的義務の有効範囲

5、共同報告7(JS7-国際人権 活動日本委員会と東京・教育の 自由裁判をすすめる会)は警 の取調べの完全な可視化と、 権が侵され、国内の法的手続き によってその被害が救済されないとき、 国連人権機関に申立て できる個人通報制度を早期に成 立することを必要と考えている。

C. 機構的な人権の基盤と方針 の措置

10. アムネスティー(AI)は、200 8年のUPR勧告を実施するにあ たって、日本は殆ど、ある事例 ではまったく進展していない、 と述べている。ヒューマンライ ツ・ナウ (HRN) は、UPRの実 施状況は乏しく、日本は人権の 擁護と促進のための国内行動計 画を作成しておらず、人権問題 を担当する特別の政府あるいは 議会の機関が存在しないことを 指摘した。共同報告7 (JS7-国 際人権活動日本委員会と東京・ 教育の自由裁判をすすめる会) は、日本が国連人権機関の勧告 を実施しておらず、総括的評価 を行なう機関が政府内に存在し ていないことを指摘した。

E、 適用可能な国際人道法を 考慮しながら、国際人権義務 の実行

2、個人の生活、自由そして

安全の権利

31. ヒューマンライツ・ナウ (H RN) は、強要された虚偽の自白に基づく不当な有罪が暴露され、無期懲役を課されていた元被告が釈放された、と述べている。共同報告7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由によると東京が強引な虚偽の自白にあると述べている。

6. 労働の、そして正当で良 好な労働条件の権利

58. 共同報告7 (JS7-国際人権 活動日本委員会と東京・教育の 自由裁判をすすめる会)は、正 規労働者が長時間による残業を 強いられ、過労死や自殺の増大 をもたらしていると指摘した。 そして、残業による関連死を調 査・研究し、過労死防止法を制 定し、そして違反企業に対して より重い厳罰を要求している。 日弁連 (JFBA) はさらに、これ らの労働条件により、正規労働 者が仕事と生活のバランスの維 持が困難になるだけではかく、 特に伝統的に家事を負うよう期 待されている女性に安定した地 位を与えることの障害になって いると述べている。

61. 共同報告7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会)は、公務員は争議権の履行を許されておらず、法律は公務員のすべての政治的活動を禁じていると指摘している。

10. 教育の権利

70. 共同報告7 (国際人権活動 日本委員会と東京・教育の自由 裁判をすすめる会) は、2010年 に高等学校の教科書の無償化制 度が実現したが、この制度から 朝鮮高校は除外されたと指摘し ている。この行為は教育の機会 における差別の禁止についての 人種差別撤廃委員会の勧告を想 起させた。共同報告 2 (JS2) はさらに、少数民族の学校に対するこの件に関しての差別を審査するよう要求した。

13. 国内の避難民

88. 共同報告7 (JS7-国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会)は、日本政府が自治体と震災犠牲者に対して財政的および物理的援助をするため、再建の確固たる枠組みを作り上げる長期計画を確立すべきであると述べている。

その他、以下の項目にもJS7がレポートしています。

5. 宗教あるいは信条、表現、 結社、そして平和的集会の自 由と、公的そして政治的生活 に参加する権利

53. ヒューマンライツ・ナウ(HR N)は、他の団体(日本委員会と東京・教育の自由をすすめる会)と同様に、教師が公的儀式の際に日の丸の旗の下で国歌・君が代の唱和を命じられ、(そして歌わずに処罰され)たとき、公立学校において思想・良心の自由が脅かされていると指摘した。働く女性のネットワーク(WWN)も同様の懸念を表明した。

注:アンダーラインの部分は日本委員会で挿入

レポートを提出NGO

NGO in special consultative status with the Economic and Social Council of the United Nations

・アライズ、天宙平和連合(アメリカ)、全国・拉致監禁・強制改宗被害者の会、 女たちの戦争と平和資料館、働く女性のネットワーク共同(ジョイント)報告ー子どもへの暴力をなくす運動、人種差別撤廃NGOネットワーク、共同の人権擁護者(アメリカ)と世界死刑反対連合(フランス)、

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと子供たちを放射能から守るフクシマネットワーク、強制労働訴訟を支援する全国ネットワークと東ティモール全国協議会、子どもの権利条約に関するNGOグループ、国際人権活動日本委員会と東京・教育の自由裁判をすすめる会、ゲイ・ジャパン

・ニュースとレインボー・アクション、国際人権同盟(フランス)と監獄人権センター、ECPAT Japan 関西、IMA DR-JC(反差別国際運動日本委員会)、フランシス会士インターナショナル(アメリカ)と善牧會(イタリア)

グローバル企業の男女差別・人権侵害

(銀行・金融産業)

女性差別撤廃条約を遵守している好事例?

全国金融産業労働組合 大谷 邦孝

女性差別撤廃条約を遵守している好事例として、日本の第三次男女共同参画基本計画が取り上げられた、とのことですが、銀行・金融産業の最近の男女差別の実態について述べてみたい。

日本の大企業、特に金融職 場では依然として男女差別が 温存されている。表面的な制 度は拡充してきているが、制 度が整うなかで差別を言いに くい状況が存在する。特に長 年勤めている女性の大半が差 別された儘の状態が続き、ほ んの一部の人が訴えて是正さ れているに過ぎない。また、 多くの部門が非正規労働に置 き換えられている。営業店業 務や後方事務、更には渉外活 動すら女性非正規労働が中心 になってきている。また、派 遣から本体採用への切り替え が進む一方で、多数の派遣元 から様々な条件で同一業務を 競わせているかの様な大銀行 も存在する。加えて新たな問 題として、初任給是正のなか で、公然と入社時から差別が 生じている。金融機関の初任 給は、他産業に比しほぼ3万 円低く押さえられてきたが近

年是正されつつある。本年の 横浜銀行の例で説明すると、 大卒初任給は31000円増え205 00円となるが、初任給から3 本立てになる。ゼネラルコース(従来の総合職)は、205000 円、エキスパートコース(転 居を伴わない総合職) 19500 円、ビジネスコース(従来の 一般職) 185000円となる。

昨年のみずほグループ、一 昨年のUFJグループとほぼ 同じ、初任給から差を設ける 制度で、再び男女差別に繋が り好ましくない、と主張しま した。銀行は希望する職種選 択の結果で男女別採用は行っ てない、と主張。本年採用の 男女比率を求めたが、ゼネラ ルコースは男女とも存在する と言いながら比率の回答はな く、エキスパート、ビジネス コースは全員女性が採用され た。更に西日本のA銀行など では、女性は全て非正規で採 用する例も存在する。

また、国連から求められている管理職の比率を高める努力にしても、ほんの数千円手当てをつけた主任クラスの人まで管理職として参入して比率を高めようとする傾向があ

る。本来の趣旨からは大きく 立ち遅れ、ポジティブアクションの推進、第三次男女共同参 画基本計画が、真に国連から お褒めの言葉をいただけるよ う、職場の実態把握を強める べきである。

一方、いま多国籍企業等の 人権侵害問題では、発展途上 国ではなく、先進国と言われ ていた国からの訴えが非常に 多くなっているとのこと。日 本でもAIG問題だけでなく、 多国籍企業による人権侵害が 続いている。本国には立派な 組合があっても日本国内に勤 める従業員は組合がなく、個 人加盟組合に相談・申し入れ でとりあえずの雇用は保証さ れても、問題が残っている。 最近でもパワハラ、そして遠 隔地に事業所を作り配転させ るなどの問題も発生している 銀行や、パワハラで体調を崩 し職場復帰させない生保も生 じている。

ILOの、一般研究報告書の 副題に「人間の顔をしたグロー バリゼーション」が入ったこ とは、安心して働くルールを 作る一歩とするため大変重要 と思います。

NGO in special consultative status with the Economic and Social Council of the United Nations

8月の国連活動に参加して

人権理事会諮問委員会で発言

前田朗・弓恵

国連欧州本部(ジュネーヴ)で開かれた人種差別撤廃委員会(8月6日~8月31日)、人権理事会諮問委員会(8月6日~8月10日)に行ってきました。みなさまからの暖かいご支援があっての参加で感謝します。

諮問委員会では

議題「平和への権利」*について

人権理事会の議論を受け宣言草案を担当してこられた専門委員のハインツ委員らが意見を述べました。宣言の実現を応援するため、NGOとして、発言を準備しました。

発言の要旨

- 1、日本国憲法前文に平和的生存権が書かれている。 長沼訴訟(1973、札幌地裁)・イラク自衛隊派兵違 憲訴訟(2008、名古屋高裁)で平和的生存権を認 める判決が下された。
- 2、平和地帯・非核地帯をつくる意義は高い。
- 3、平和への権利の侵害ー幸福追求権、特に子孫の 発展の権利、環境権の侵害―は日本国憲法で禁 止されており、原発の存在は平和への権利決議に 抵触する。

2012年6月の人権理事会で平和への権利決議が採択されました。ルアルカ宣言(2006・スペイン)を機とした1041もの都市及びNGOの連帯と賛成、各国の努力の成果です。スペイン国際人権法協会のダヴィド・フェルナンデスさんから、国連でのロビー活動について伺いました。

「これまでキューバを主導国とし決議可決に至ったが、今後はコスタリカがより中心的牽引車にな

る。現在反対は米国のみ。欧州諸国は以前は反対だったが、スペインが賛成へまわろうとしている。 EU共同体としては不一致なため現時点では棄権を表明。一方で本年5月7日、EU諸国はコスタリカから代表を招請し、平和への権利宣言草案の成文化について考える場が持たれた。2013年の人権理事会23期作業部会にむけ諮問委員が報告書を準備し、議論は継続(NGO参加可)される。既存の人権規約をより発展させる草案の提案にむけ日本の学識者の力を求める。」

人種差別撤廃委員会(CERD)第81会期 を傍聴しました

9カ国*の政府代表が国内の現状を報告。エクアドルでは改正憲法の中に人種差別撤廃の独立機関が設置されたとのことです。セネガル、フィジーなど出席しなければ知ることもなかった国々のことに触れられ、勉強になりました。

共通の問題点として、貧困に起因する移民に対する搾取、その二世や多民族のバイリンガル教育における困難などがあります。日本は経済先進国だが、人権擁護では後進国であり、その排他的政策は国際法違反です。在日朝鮮人など大戦時からの被差別者への補償責任も半世紀以上放置したままです。

- * 平和への権利についての詳細は笹本潤・前田朗編『平和への権利を世界に』、前田朗ブログを。
- * 参加国:オーストラリア、エクアドル、フィジー、フィンランド、 リヒテンシュタイン、韓国、セネガル、タジキスタン、タイ。 予定されていたベリーズ政府は不参加、NGOが報告。



私(弓恵) 宣伝行動を行う。左から3人目が宣伝行動を行う。左から3人目がシマ・チェルノブイリ原発への抗議、シマ・健界保健機構)前で、フク

ミニ学習会

来年第2回審査 「拷問禁止条約」の内容

坂屋 光裕 (国民救援会中央本部)

来年(2013年)5月、拷問禁止条約の第2回審査が行われます。日本政府報告は 月に提出されましたが、100ページ以上にも及ぶ膨大なものです。2008年5月に第1回審査が行われましたが、代用監獄や、取調べの問題、自白偏重などなど日本の取調べと司法についてきびしい批判・勧告が出されました。第2回審査に向けて国民救援会がレポートの準備に入っています。10月18日(木)の代表者会議で行った「ミニ学習会」のレジメをもとに講師の坂屋さんにまとめていただきました。

拷問禁止条約は、1984年12月10日に国連総会で 採択、1987年6月26日に効力が発生。日本は1999年 6月29日に締結、同年7月29日に効力が発生。2002 年12月に拷問等禁止条約選択議定書が国連総会で 採択、2006年6月22日に効力が発生。

「拷問禁止」については、世界人権宣言の第5条でも、また法的拘束力をもつ自由権規約第7条でも、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」と規定していて、わざわざ拷問禁止条約を作るまでもないように思われる。ちなみに、日本国憲法は第36条で、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と規定している。では、なぜ新たな条約を作ったのか?

1970年代以降、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの少なからぬ国で軍事独裁政権が生まれ、拷問が頻繁に行われる事態が発生し、アムネスティ・インターナショナルなどの活動により、拷問の実態が暴き出され、1975年12月9日に国連総会が拷問等禁止宣言を採択した。その後、アムネスティなどのNGOや北欧諸国のイニシアチブもあり、条約の採択となった。条約の内容を紹介する。

1、拷問の定義

拷問禁止条約に関する日本報告を検討するうえで重要なことは、拷問の定義をきちんと理解することで、条約の第1条に、拷問の定義がある。

「拷問」とは(第1条)、

- ①身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、
- ②本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要すること、その他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、
- ③公務員その他の公的資格で行動する者により又は



第1回日本政府報告審査に参加したメンバー

その扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう、となっており、3つの要素に分解できます。

要約すれば、①人に重い苦痛を故意に与える行為で、身体的なものだけでなく、精神的なものも含まれる。②本人もしくは第三者から情報・自白を得ることなどの何らかの目的をもって行う行為である。③公務員、または公務資格で行動する者による扇動、同意。黙認のもとに行われる行為です。

2、締約国の義務

- ①2条1項「自国の管轄の下にある領域内において 拷問に当たる行為が行われることを防止するため、 立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をと る」として、拷問行為防止措置義務が定められてい る。
- ②3条1項には、「いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない」と追放および送還の禁止が定められている。これは、ノン・ルフールマンの原則とい言う。
- ③4条1項には、「拷問に当たるすべての行為を自国 の刑法上の犯罪とすることを確保する」として拷問行 為を行った者を処罰すべき義務が定められていう。
- ④5条には、裁判権の設定についての規定があり、通常の属地主義(自国の領域内で犯罪が行われたと

NGO in special consultative status with the Economic and Social Council of the United Nations

きに設定する主義)や属人主義(自国民について裁判権を設定する主義)と違い、自国で拷問が行われたわけでもなく、自国民が拷問を行ったわけでも被害者となったわけでもなく、たまたま容疑者が自国の領域内にいる場合にも裁判権を設定するという建前が取られている。容疑者の逃げ場をなくすという趣旨で「普遍主義」と呼ばれる。

- ⑤その他、6条では容疑者に対する抑留その他の法 的措置をとる義務が規定され、7条では、容疑者の 訴追義務、8条では犯罪人引渡しについて、
- 9条では、「相互に最大限の援助(当該訴訟手続に必要であり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む)を与える」相互援助義務が規定され、10条には「拷問の禁止についての教育及び情報が、逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束、尋問又は取扱いに関与する法執行の職員(文民であるか軍人であるかを問わない)、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に十分取り入れられることを確保する」という法執行職員教育義務ともよべる義務が規定されている。

3、条約の実施措置・制度

条約の実施措置・制度としては他に、

- ①国家報告制度が19条に規定されている。
- ②20条には、この条約独特の制度だと思うが、委員会が「いずれかの締約国の領域内における拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもって示されていると信頼すべき情報を受領した場合には、当該締約国に対し、その情報についての検討に協力し、当該情報についての見解を提出するよう要請する」ことができるという、組織的拷問に関する調査制度とよばれる制度が規定されている。
- ③21条には、任意の宣言を必要とする国家通報制度 が規定されている。これは、他の締約国が条約違反 をしているという通報をし、委員会が検討するという もの。
- ④22条には、個人通報制度がある。
- ⑤17条、18条には、これらのことを行う中心機関として の拷問禁止委員会の規定がある。

拷問等禁止条約選択議定書については、拷問等を防止するために、自由を奪われた人が拘禁されている場所への独立の国際的および国内的団体による定期的な訪問の制度を設立する目的で、拷問等防止小委員会と各国の国内防止機関を設置することを定めている。これらの機関が管轄下のあらゆる拘禁施設を訪問し、必要な勧告等を行うことを認めるよう義務付けている。 以上

兵庫レッド・パージ裁判

10月24日(火)、大阪高裁で兵庫レッド・パージ国賠訴訟控訴審の判決が出された。 内容は、控訴を棄却する不当判決で、一審の神戸地裁判決を踏襲したもので、いまも続く人権侵害の事実に全くふれ

聴記を紹介。

大阪高裁82号法廷には1時55分到着。3つ空席があり、座れた。高齢の3人はお元気だろうか?・・・3人とも前に座っておられるようで安心した。始まった。今日も絵手紙を描

報告集会は 姫野救援会事 務局長と兵庫の大藤さんが司 会をした。佐伯弁護士、松山 弁護士、小牧弁護士、伊賀弁 護士が発言した。原告の3人 も元気よく発言。

佐伯弁護士が、「レッド・

ていない。会 見した佐伯雄 三弁護団長は

10月24日 大阪高裁で不当判決

パージの問 題は学べば 学ぶほど新

「評価できる点はいっさいない。上告し、世論に訴えていく」と表明した。原告の3人は、「勝つまでやる」「論外だ」「最高裁で結論が出るまで生きる」と語ったとのこと。

高裁結審の裁判(7月26日) を傍聴した中村千恵子さん (国民救援会大阪支部)の傍 いた。

高裁での審議は今日が最後で、3人の原告が意見陳述をし、まとめともいうべき準備書面を弁護団が提出した。伊賀弁護士は、国際法の観点からもレッド・パージは違反していると論じた。佐伯弁護士が述べた。判決は10月24日2時からとなる。

事実がわかってくる」と言われたのが印象深かった。今回 ハーグ陸戦条約にも違反していると耳新しいことばが私の 耳にも飛び込んできた。

どうか裁判官さん、学んでください。そして、公正公平な判決を下してください。原告を始め弁護団、傍聴されたみなさんご苦労さまでした。

6

ニュース

「中・高等教育の漸進的無償化」留保撤回!

高校・大学までの学費の段階的無償化を定めてい る社会権規約13条2項b、c について、社会権規 約を批准した1979年から留保してきた日本政府が、 ようやく「留保撤回」を閣議決定し、2012年9月13 日国連への通告を行ないました。社会権規約を批 准している160ヵ国のなかで、留保しているのは日 本とマダガスカルだけでした。国際人権活動日本 委員会は、この問題と取り組んでいる全学連や奨 学金の会とともにレポートを提出し、2006年には、 全学連とともに人権小委員会に参加して発言する など積極的に取り組んできました。留保撤回に先 立って民主党政府は高校の無償化を実現しました が、在日朝鮮学校はその対象から外すなどの問題 を残しています。社会権規約の「教育についての すべての者の権利を認める」という「人権として の教育」には程遠い現実があります。「留保撤回」 を受けて、「奨学金の会」が2012年9月19日に発表 した声明の一部を紹介します。

政府の国際規約(中等·高等教育無償化)「留保撤回」を歓迎し、いまこそ教育無償化を確実にすすめよう

国際人権A規約は世界共通の人権規範として、最も実現が進められている規範であり、その13条1項には「大役国は、教育に」着いての全ての権利を認める」として「人権としての教育」を掲げている。さらにその基本的人権の「完全な実現をたっせいするために」、2項では(a)初等教育の義務・無償、(b)中等教育の漸進的無償化、(c)高等教育の漸進的無償化、(d)基礎教育の奨励強化、(e)適当な奨学金制度と教職員の条件改善を締約国に求めている。日本政府はこのうち(b)(c)項の責任を『留保』し続けてきたのであり、すでに批准した160ヵ国中、『留保』を続

ける国が日本とマダガスカルのみになるまで世界 から孤立させてきた歴代政権の責任は重大である。

政府が『留保撤回』を公表した同日、経済協力 気候(OECD)は国内総生産(GDP)に占め る教育機関への公的支出割合を発表した。日本は 比較できる31ヵ国中(平均5.4%)、3年連続(200 7年~2009年)最下位(3.6%)という不名誉な結 果であった。

高い教育費の私費負担は経済力による教育格差を広げ、学費の高騰に対応して工学になった貸与制有利子奨学金は、雇用破壊がすすむ中で新たな貧困を生み出している。学費の軽減と返還の必要がない給付制奨学金の実現は、今や腫瘍政党や経済界も掲げざるを得ないほど、急務の課題となっている。

しかるに、政府が9月7日に公表した2013年度予 算概算要求では、文部科学省が過去3年連続要求か してきた高校向けの給付制奨学金や、昨年はじめ て要求化した大学等の給付制奨学金について、要 求自体を見送っている。さらに7月31日に閣議決定 され、概算要求の基礎となった『日本再生戦略』 には、「教育ローンの保護者貸付から学生本人へ の貸付の変更について制度的工夫を図る」ことが 明記され、教育無償化に逆行する奨学金の学生ロー ン化を進めようとしている。親の教育費負担の軽 減のために、子を借金づけにすることが、人権と しての教育を保障することになるのだろうか、今 回の『留保撤回』によって、政府は中等・高等教 **育無償化を誠実にすすめる義務を負うのであり、** それを後退させることは、国民と国際社会を欺く 行為といわざるを得ない。私たちは、『留保撤回』 を契機に、教育への公財政支出の大幅な拡大を実 現し、給付制奨学金をはじめとする、すべての教 育段階での無償化をめざし、一層奮闘するもので ある。

男女平等度 日本は101位

世界経済フォーラム(ジュネーブ)が10月24日に発表した、社会進出や教育などでの男女平等度ランキングによれば135ヵ国中、日本は前年の98位から3位後退して101位とねり、主要8カ国(G8)では最下位。総合首位は昨年に引き続きアイスランド。

調査は、雇用機会・賃金、学歴、健康・長寿、政治参加の4分野が対象。総合2位はフィンランド、3位ノルウェー、4位スウェーデン、など女性の

社会進出が定着している北欧諸国が上位を占めている。G8では、ドイツ13位、イギリス18位、カナダ21位、アメリカ22位。

日本は、健康・長寿が昨年の首位から34位になったほか、行政幹部職に女性が少ないことが順位を落とした要因。識字率、中初等教育では格差がなくトップと評価された。

世界経済フォーラムでは「国の長期的な競争力は、人口の半分を占める女性を以下に活用するかにかかっている」と指摘している。(10/25 新聞「赤旗」より)

NGO in special consultative status with the Economic and Social Council of the United Nations

前号(114号)からの活動日誌

7月26日 JAL不当解雇裁判励ます集い 7月27日 原水爆禁止東京平和後進 7月29日 脱原発日比谷公園集会・デモ

8月9日 UPR審査NGO打ち合わせ 8月11日「日の丸・君が代」裁判第3回全国 交流集会

9月14日 第15回人権コンサルテーション

9月15日 大崎事件首都圏守る会総会

9月16日 シンポジウム「原子カムラの責任を問う」

9月19日 第5回代表者会議

8月25日 第5回幹事会

9月9日 オスプレイ反対、沖縄連帯国会前行動

9月22日「刑務所のいま」②

9月26日 子どもを「貧困と格差から守る連絡会議

9月29日 9条の会交流会

10月4日「領土問題」院内学習会 10月9日~14日 国賠同盟中国の旅 10月13日 さようなら原発10万人集会

10月15日 「死刑廃止」を考える日

10月16日「強制失踪条約」に関する学習会

10月17日 領土問題での官邸前行動

10月18日 第6回幹事会

10月19日 年金者一揆

10月20日 学校に自由と人権を!10・20集会 10月23日 オスプレイ配備撤回10・23中央集会 10月24日 兵庫レッド・パージ裁判大阪高裁判決

★金曜日の夜は「国会・官邸」への参加

揭示板

<裁判・都労委 傍聴>

- ■東京「君が代」裁判第二次訴訟 高裁控判決
- ・10月31日(水) 14時開廷(傍聴抽選締め切り1 3時40分予定)
- ・東京高裁10法廷 報告集会あり
- ■矢田部過労死裁判高裁判決
- ·11月7日(水) 13時~ 東京高裁424号法廷
- ■JAL不当解雇撤回裁判第1回控訴審 乗員裁判
- •12月6日(木)14時30分~ 東京高裁101号

客乗裁判

- ·12月14日(金)14時30分~ 東京高裁101
- ■JAL不当労働行為事件裁判(行訴)
- •11月26日(月) 11時30分~
- •東京地裁527号
- ■日航の再建「合理化」に起因する法廷闘争 ①契約制CA雇止め裁判 判決
- •11月29日(木) 15時~ 東京高裁812号

②JALの子会社日東整裁判・11月26日(月)

11時から 東京地裁631号

<集会・シンポ・イベント>

- ■東京争議団2012司法総行動
- •11月1日(木) 終日
- ■全厚生闘争団解雇撤回中央総決起集会
- ・11月2日(金) 日本教育会館ホール
- ■地球市民集会 いま、憲法『改正』を考える
- ~憲法を変えたいのは誰か~
- •11月2日(金) 18時~20時40分
- ・弁護士会館2階講堂クレオ
- ・DVD上映(「戦争をしない国日本」、エンターティ ンメント(松元ひろ氏)、基調報告(伊藤真氏)、講 演(孫崎享氏)など
- ■取調べの可視化を求める市民集会2012 一部録画は『可視化』じゃない―えん罪自白を" 体感"する一
- ·11月7日(水) 18時45分~20時45分
- ・弁護士会館2階 講堂 クレオ
 - 報告、コント、パネルディスカッションなど
- ■11·2 秋の憲法集会

- ·11月2日(金) 18時~
- ・日比谷図書館コンベンションホール
- ・講演 山内敏弘さん(憲法学) ・音楽 寿
- ·参加費 700円
- ·主催 11·3憲法集会実行委員会
- ■第74回市民憲法口座 えん罪事件はなぜ起きるのか~国家権力・メディ アのえん罪スクラムに挑す
- •11月24日(土) 18時30分~
- ・文京区民センター3C会議室・資料代 800円
- ・主催 許すな!憲法改悪・市民連絡会

第15回総会

- ■2012年11月2日(日) 13時~16時30分
- ■場所 東京労働会館地下会議室
- ■総会前学習会 自由権規約政府報告
- ■総会 2時~ 終了後、交流会予定